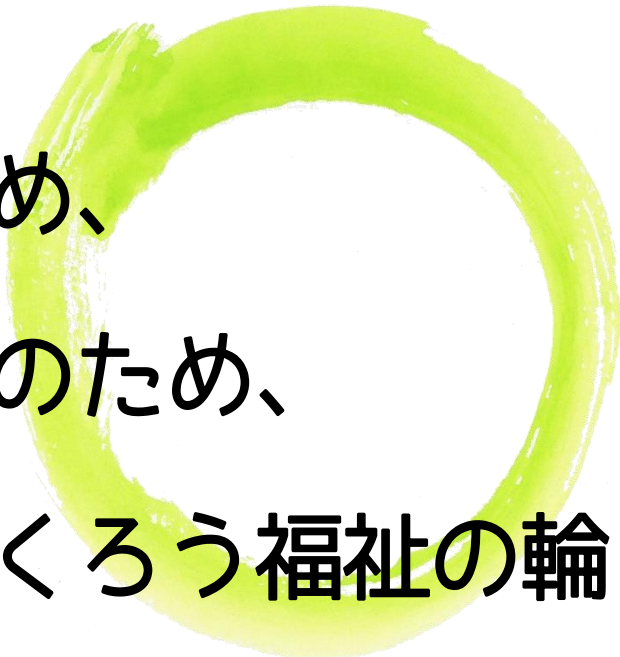


令和2年度

事業計画

あなたのため、
わたしのため、
みんなでつくろう福祉の輪



社会福祉法人

美郷町社会福祉協議会

令和2年度美郷町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

地域福祉の推進役として、地域住民をはじめ地域のあらゆる団体・組織など幅広い層の参加・協働により、地域ニーズに対して、積極的且つ包括的に生活を支援する取り組みを、地域の主体性や創意を活かし企画実施し、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を実現することを理念とします。

【基本方針】

～あなたのため、わたしのため、みんなでつくろう福祉の輪～

国において、2025年には団塊の世代が75歳になることから、後期高齢者の割合が20%近くにまでに増え、医療費・社会保障費が膨らむことが想定される2025年問題が懸念されています。同時に出生率が下がっており、少子化も深刻化しています。そして、その先の2040年には、さらに少子高齢化が進み、社会保障費の捻出が困難になると言われています。また、引きこもりの長期高齢化からなる8050問題や晩婚化の影響からなるWケア問題など、課題は多様化しています。このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国は「地域共生社会の実現」に向けて、住民が主体的に地域課題を把握し支援する仕組みづくりや各分野の機関の強みをそれぞれ活かし課題解決へと試みる体制づくりなどの取り組みを進めています。理念にもあるよう地域福祉の推進役である社会福祉協議会にその役割が期待されています。

本町においては、高齢化率45%を超えており、国の抱える2040年問題は直近の課題であります。地縁の低下、社会的孤立や経済的困窮、通院や買い物などの移動問題、権利擁護問題、またそれらが複合するなど課題は深刻化し、顕在化しています。本会としては、「みさと社協ブランド（らしさ）」を検討し、地域に対して「頼られる社協」職員に対して「働きがいのある社協」の実現を図り、「個別支援」と「地域支援」を両輪に、地域の課題を的確に把握し、制度やその狭間にある課題に積極的に対応するため活動を展開します。

【重点事業】

- みさと社協ブランディングプロジェクトの推進
- 高齢者の生活支援の充実（移送事業）
- 権利擁護体制の整備
- 介護保険事業の運営基盤の整備

I 法人運営の基盤整備

(1) 法人運営管理

- ①理事、監事の改選
- ②定款、諸規程その他要綱の整備
- ③役員会等の開催
 - 1. 理事会（年3回予定6月、11月、3月）
 - 2. 評議員会（年3回予定6月、12月、3月）
 - 3. 委員会（総務福祉委員会・事業委員会）
 - 4. 監査会（年1回 5月）
 - 5. 内部監査（年1回）
- ④第2次地域福祉活動計画の進行管理

(2) 組織体制基盤整備

- ①経営組織のガバナンスの強化
 - 1. 管理体制を強化し、運営の透明性を向上
 - 2. 組織の在り方の見直しや業務効率化を図る業務改善会議の実施
 - 3. みさと社協ブランディングプロジェクトの推進
 - 4. 内部統制を目的とした職員による内部監査の実施
 - 5. 苦情処理体制の推進
- ②人事労務管理
 - 1. 新たな人事制度構築に向けて検討
 - 2. 適切な職員配置の検討
 - 3. 人材確保と人材育成
 - 4. 専門職（社会保険労務士）との連携
- ③職務における専門性の向上及び組織管理能力の向上
 - 1. 職員自主企画研修及び資格取得の支援
 - 2. 階層別研修等計画的な研修への参加
- ④財務管理及び活動資金確保造成
 - 1. 財政基盤の強化
 - 2. 専門職（税理士）との連携
 - 3. 社協会員会費（一般、賛助、団体、特別）の理解と啓発活動
 - 4. 篤志寄付金の確保と理解
 - 5. 行政補助事業等の検討
 - 6. 共同募金助成金等の活用
 - 7. 基金の適切な運用
 - 8. 社会福祉法に基づく情報開示の実施（現況報告書、計算書類、財産目録）
- ⑤個人情報保護の推進

(3) 関係機関との連絡調整

- ①関係機関、団体、施設等との連絡調整
- ②社会福祉法人等連絡会の運営
- ③社会福祉団体等の育成援助及び連絡調整

II 地域福祉事業等の推進

(1) 児童福祉事業

- ①新生児への出産祝い品の支給
- ②ひとり親家庭への入学準備金の支給（小学校入学・卒業、中学校卒業）
- ③小・中児童生徒対象お祝い品の支給（小学校入学・卒業、中学校卒業祝い）
- ④児童青少年福祉活動事業（福祉教育）

(2) 障がい児（者）福祉事業

- ①あいサポート運動の推進
- ②ユニバーサル交流会等研修会・交流会の実施
- ③当事者組織や関係機関との連携、会議・研修への参加

(3) 高齢者福祉事業

- ①高齢者等交流事業（お元気会・コスモス会）の実施 年6回
- ②高齢者サポート事業（移動支援事業）の実施
- ③ひとり暮らし者歳末訪問事業（笑顔お届け便）の実施
- ④地域住民グループ活動への支援
- ⑤地区社協、連合自治会主催敬老会等の支援
- ⑥敬老祝い品贈呈事業の実施（米寿祝：88歳・長寿夫婦祝：夫婦共に80歳）
- ⑦配食サービス事業の実施（大和地域）
- ⑧介護用品支給事業の実施
- ⑨健康福祉祭参加助成

(4) ボランティア活動支援事業

- ①ボランティアセンターの運営
- ②ボランティア保険の受付
- ③災害時福祉救援ボランティア活動推進事業
 - 1. 大規模災害における被災地支援体制整備
 - 2. 災害ボランティアセンター設置及び立ち上げ訓練の実施
 - 3. 行政や民生児童委員協議会など関係機関との連携推進
- ④福祉用具等貸出

1. ベッドや車いすなど福祉用具の貸出
2. 室内用ペタンクやクロリティなどレクリエーショングッズの貸出

(5) 地域福祉活動推進事業

- ①地区社協、連合自治会等が行う地域福祉活動へ助成
- ②新たな支え合いファンド事業の推進
- ③民間助成事業等情報提供

(6) 広報啓発情報発信事業

- ①みさと社協だより「こころ」の発行 年6回全戸配布
- ②ホームページの運営
- ③各事業の情報発信

(7) シルバー人材センター事業

- ①会員増強（会員拡大、多様な人材確保）
 1. 入会説明会の実施
- ②就業の場の確保
 1. 請負事業の拡大や公共事業の受注の検討
 2. 美郷町ふるさと納税寄付返戻品（墓地見守り、空き家・空き地除草）
- ③安全・適正就労の促進
- ④島根県シルバー人材センター連合会邑智分室との連携

(8) 福祉相談・援助事業

- ①福祉相談所の運営
 1. 暮らしの法律相談所事業の実施
 2. 職員による一般相談・介護相談の受付
- ②生活困窮者自立相談支援事業の実施
 1. 暮らしの相談所みさと（自立相談支援事業・家計改善支援事業）の実施
- ③フードバンク運動の推進
- ④生活福祉資金の貸付推進
- ⑤民生融金貸付事業の実施（生活資金、葬儀資金）
- ⑥緊急現金貸付事業の実施

(9) 権利擁護事業の推進

- ①成年後見制度の推進
 1. 法人後見人等受任事業の実施及び運営体制整備
 2. 町民後見人等支援員の利用と養成

- 3. 石見成年後見センターへの参加
- ②日常生活自立支援事業の実施

(10) 歳末たすけあいチャリティーショーの実施

(11) 災害等支援事業

- ①災害見舞金・弔慰金の実施
- ②災害見舞金の取りまとめ実施

Ⅲ 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業所

(事業目的)

本会事業所は、要介護状態と認定をされた御利用者や、御家族の同意のもとに、援助目標・方針・内容を定め、その有する能力に応じ、住み慣れた地域で、自立した生活を営むことが出来るよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

○自立支援に向けたケアマネジメントの実施

御利用者が、要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むように配慮し支援をしていきます

御利用者の心身の状況、その置かれている状況に応じて、御利用者の選択に基づき、介護保険サービスや介護保険外サービスを、総合的かつ効率的に提供ができるように、十分配慮し行っていきます。

○主治医等との連携

御利用者・御家族が、体調不良等により、入院した場合においても、入院時には、自宅での心身の状況や生活環境等の利用者に係る情報提供を医療機関へ行い、退院時には、御利用者・御家族・病院等の専門職と面談をし、御利用者に関する必要な情報や御利用者・御家族の思いを伺い、居宅サービス計画作成、サービス利用の調整をし、安心して在宅復帰ができるよう支援をします。

○高齢者虐待防止

虐待は身近な問題となっており、誰もが直面する可能性がある問題として、今後は捉えていく必要があります。特に専門職として、この問題を十分に認識し、関係機関との連携をはかっていきます。

○他部署・他機関との連携

美郷町社会福祉協議会の一員として自覚を持ち、他部署との連携に努めることや、行政、美郷町包括支援センター、他事業所、施設との連携を図ります。

美郷町包括支援センター開催等の会議・研修への参加をし、事業所間の連携や情報収集、情報共有をしていきます。

○職員研修

介護支援専門員、組織人としても資質向上を図るため、積極的に研修の参加をしていきます。

○介護支援業務の効率化を上げる取組み

業務内で業務が終えられるように見直しをしていきます。

○経費節減対策

ムリをして続けられない削減にならないように注意をしながら、必要かどうかを検討していきます。

(2) 訪問介護事業所

(事業目的)

訪問介護事業所は、居宅介護支援事業所から受けた居宅介護サービス計画に基づいてニーズに応じた訪問介護計画を作成し、在宅生活の継続に向かって支援することを目的とする。訪問介護として介護保険法に基づく事業のほか、介護保険外の事業のホームヘルプサービスが要望に対して即対応できる態勢を整えて、介護を必要とするすべての利用者の生活を支援する。

(介護保険以外の事業)

- (1) 障がい者自立支援事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- (3) 通院介助事業
- (4) 被爆者助成事業

(事業内容)

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 家事に関すること | (2) 身体介護に関すること |
| (3) 相談・助言に関すること | (4) 他機関との連絡・連携 |

(事業計画)

当事業所は、長年親しんだ我が家や地域の中で暮らし続けたいという願いを受け止めて、出来る限り在宅生活が継続できるよう援助する。

また、常に利用者の心身の状況や環境等の把握に努め、適切な介護技術や介護知識を持ってサービスを提供し、選ばれる事業所を目標にして次のとおり事業を推進する。

- (1) 居宅サービスに揚げられた課題に従って、個別の訪問計画を作成し、利用者のニーズに応じた訪問活動を行う。
- (2) 連絡会或いは通信手段を用いて、他機関との連携を密にして、自立度の向上を視野に入れた確かなサービスを提供する。
- (3) 訪問介護に従事する職員として利用者の心に添いながら、満足していただける活動を行う旨とし、そのための評価を自らが得られるよう自己研鑽に努める。
- (4) 介護技術、対人援助について所内での研修や、外部の研修に参加し訪問介護員として評価向上に努める。
- (5) 緊急時の対応が出来る体制づくりを行い、安心した暮らしが出来るよう支援する。

(研修予定)

島根県老人福祉協議会・県社協・島根県福祉人材センター主催による外部研修受講
中堅者職員研修、認知症研修、プライバシー保護研修、難病研修、接遇マナー研修
虐待研修、口腔サポーター養成研修、事業所研修、法人内研修等

(事業所以外の活動)

社会福祉協議会職員研修・その他社協事業への参加

(3) 通所介護事業所

(事業目的)

住み慣れた地域で利用者、ご家族の意向に沿った暮らしを実現するために、潜在的なニーズを把握して必要とされるサービスが提供できる事業所づくりに努める。機能訓練加算の取得には特に力を入れ、より多くの利用者に充実したリハビリを提供し、残存機能の維持向上を促し、利用者の自立支援と日常生活の充実を目指す。また随時、業務の見直しと改善を行い、効率化の向上と共に安定した運営ができるよう取り組んでいく。

(事業内容)

さまざまな生活障害により、自宅に引きこもりがちになっている方々に外出の機会を提供し、集団活動に参加することで、社会的孤立感を解消する目的を含めて、送迎、入浴、健康管理、給食、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供する。

(事業計画)

9:15～16:30 (3月1日～12月28日)

9:45～16:00 (1月4日～2月末)

現在サービス提供時間を上記の通り実施しているが、利用者やご家族からは『2ヶ月間だけ時間短縮になるのはややこしい』『年間を通して同じ時間にしてほしい』という意見もあるため、改めて全利用者やご家族に対して利用時間についてのアンケートを実施し、聞き取りを行なった上で今年度からは通年9:15～16:30(7時間15分)のサービスを提供していく方針で計画している。

また、個別機能訓練加算についての取得率は現在要介護者全体の65%であるため、限りなく100%に近づけることを目標として、より多くの利用者の残存機能の維持向上に努める。

(行事予定)

- ・お花見会(4月) ・しゃくなげパークへ遠足(5月) ・七夕会(7月)
- ・ミニ運動会(10月) ・紅葉狩りドライブ(11月) ・節分豆まき会(2月)
- ・都賀保育園児との交流会 ・大和駐在所(周藤さん)講話会
- ・住職さんを招いての法話会

その他、利用者の誕生会、職員会、職場体験の受け入れ、ボランティア受け入れ等季節ごとの行事を充実させ、デイサービスに来ることで利用者の方々には季節感をしっかりと体感していただく。また、保育園、駐在所、お寺、婦人会、地域団体と連携・交流し、たくさんの地域の方がデイサービスを出入りすることで、オープンな関係性を構築していくとともに、つくし苑との関係人口を増やしていくことを目指す。

(研修予定)

認知症研修、虐待予防研修、医療ケア研修、レクリエーション研修

個別機能訓練研修、口腔サポーター研修、安全運転管理者講習、郡社協職員研修会 等

年度を通して、全ての職員が何らかの研修に参加できるようにし、多くのジャンルの研修に積極的に参加することで職員の資質向上に努める。